

新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援について

市民の皆さんへの支援

健康相談 帰国者・接触者相談センター
(芦屋健康福祉事務所)

☎ 32-0707 (平日：午前9時～午後5時30分)

兵庫県 24 時間対応コールセンター

☎ 078-362-9980 (24時間対応)

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに上記へご相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

▶ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

▶ 重症化しやすい人(※1)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※1 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人

▶ 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。
解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。

心の相談 こころの健康に関する相談

新型コロナウイルス感染拡大やその対策の影響を受け、不安やストレスを感じるつらい気持ちは誰かに話すことで和らぐことがあります。

ひとりで抱え込まず、誰かに相談してみませんか？

☎078-252-4980 兵庫県精神保健福祉センター

火～土曜日 午前8時45分～午後5時30分(祝除く)

☎078-252-4987 兵庫県こころの健康電話相談

火～土曜日 午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分(祝除く)

生活相談 総合相談窓口

家計・仕事・すまい・生活上の困りごとの相談窓口です。相談内容に応じて、生活困窮者自立支援制度などを活用し、専門の相談員がお手伝いします。

☎31-0681 芦屋市社会福祉協議会

月～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝除く)

貸付 新型コロナウイルス特例貸付 (緊急小口資金)

休業等で収入の減少や、一時的な生活維持のための費用を借りることができます。※事前に電話でご相談の上、来所ください。

■貸付限度額 10万円以内(個人事業主等の収入減少により、生活費が不足するとき等、一定の要件に該当する場合は20万円以内)

■償還期間 据置期間(12カ月以内)終了後24カ月以内

■必要書類 ▶世帯全員分が記載された住民票(個人番号の記載がない、発行から3カ月以内) ▶収入減少がわかる書類(減少前後の給与明細書等) ▶顔写真入りの本人確認書類 ▶送金口座の通帳 ▶認印(シャチハタ不可)

【相談窓口】芦屋市社会福祉協議会

☎31-0681/FAX32-7529/✉kurashi@ashiya-shakyo.com

月～金曜日 午前9時～午後5時30分(祝除く)



市内の新型コロナウイルス感染症に関する最新情報



事業者向け情報

各支援には、要件・限度額等があります。詳細や、その他の支援策は、市ホームページをご確認ください

免除 水道・下水道の基本料金の免除

芦屋市独自支援策(追加分)として全ての給水契約者(官公署を除く)の水道基本料金と下水道基本使用料を6カ月間、全額免除します。

■免除額例

【口径13mm】 上下水道免除額計 9,438円(6カ月分)

【口径20mm】 上下水道免除額計 10,956円(6カ月分)

【口径25mm】 上下水道免除額計 13,398円(6カ月分)

※従量料金については、免除の対象にはなりません。

※申し込みや手続きは不要です。

■免除の開始時期と期間

5月検針(6月請求)または6月検針(7月請求)から6カ月間

※市内各町により検針時期が異なります。詳しくは市ホームページをご確認ください。

■問い合わせ 上下水道部水道管理課 ☎38-2080

事業者の皆さんへの支援

問い合わせ 芦屋市事業者緊急支援コールセンター ☎38-2325

平日：午前9時～午後5時30分(正午～午後12時45分を除く)

貸付 芦屋市事業者支援 緊急融資制度

金融機関からの融資が実行されるまでの事業継続資金が必要な人に50万円を無利子・無担保で貸し付ける制度です。

■実施期間 6月30日(火)まで

■対象 市内に事業所があり、事業の実態がある事業者(中小企業・小規模事業者、個人事業主)

■貸付額 50万円(12カ月据置、一括返済)無利子・無担保

■申し込み 必要書類(市ホームページで確認できます)を下記へ郵送
郵送先：〒659-8501 (住所不要) 芦屋市市民生活部地域経済振興課 宛「芦屋市事業者支援緊急融資希望」と明記

給付 休業要請事業者経営継続 支援金(芦屋市追加支援)

兵庫県から休業要請事業者経営継続支援金を受給した個人事業主に芦屋市が追加で支援するものです。

■実施期間 6月30日(火)まで

■対象 主な要件は市ホームページをご確認ください

■申し込み 必要書類(市ホームページで確認できます)を下記へ
郵送先：〒659-8501 (住所不要) 芦屋市市民生活部地域経済振興課 宛「経営継続支援金(芦屋市追加支援)希望」と明記

給付 芦屋市個人事業主事業所 賃料支援

売り上げが大幅に減少した一部業種の個人事業主のかたに対し、市内で賃借している事業所や店舗の賃料を補助します。

■実施期間 6月30日(火)まで

■対象 主な要件は市ホームページをご確認ください

■補助額 一律10万円

■申し込み 必要書類(市ホームページで確認できます)を下記へ
郵送先：〒659-8501 (住所不要) 芦屋市市民生活部地域経済振興課 宛「事業所賃料支援希望」と明記